



「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆さまへ、年金加入記録などに関する情報をお送りするものです。

※年金受給額に関する情報は、「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」などにより、お知らせいたします。

お客様へのお知らせ

<目次>

- 「ねんきんネット」のご利用をお願いします……………裏面
(アクセスキーのご案内)

○ねんきん定期便（必ずご確認ください）

- ・これまでの保険料納付額（累計額）、これまでの年金加入期間 …… 1
- ・これまでの『年金加入履歴』…………… 2
- ・これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況…………… 3厚
(厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封しています)
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況 …… 3国
(国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています)

○年金加入記録回答票（年金記録に「もれ」や「誤り」がある場合にご記入ください）… 4

○返信用封筒（「年金加入記録回答票」の返信の際にご使用ください）

- 「ねんきん定期便」の見方ガイド（冊子）

※既に年金を受け取られているお客様には、封筒（表面）の『お客様への大切な「お知らせ」』に記載されている「年金額を増やすための情報のご案内（年金の繰下げ請求に関するリーフレット等）」は同封していません。

右のマークは目の不自由な
方のための音声コードです。



「ねんきんネット」のご利用をお願いします

- 「ねんきんネット」は、スマートフォンやPCからご自身の年金記録や電子版「ねんきん定期便」・「年金の支払いに関する通知書」の確認、働きながら年金を受け取る場合の年金見込額の試算、持ち主不明の年金記録の検索（亡くなられた方の年金記録を含む）などができるサービスです。
- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから簡単に利用登録ができます。また、お持ちでない方も、基礎年金番号と下記の「お客様のアクセスキー」を使用して日本年金機構ホームページから利用登録ができます。
- 「ねんきん定期便」は「ねんきんネット」からペーパーレス化の登録ができます。環境への配慮に、ぜひご協力をお願いします。

お客様のアクセスキー

※「お客様のアクセスキー」の有効期限は、1ページに記載のデータ作成日から5カ月後の月末までです。

詳しくは

ねんきんネット

検索

(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

二次元コード

スマートフォンでのご利用登録はこちら➡

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」へ



0570-058-555

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合 (東京) **03-6700-1144**

受付時間	月 曜 日※1	8:30~19:00	※1	月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
	火~金曜日	8:30~17:15		
	第2土曜日※2	9:30~16:00	※2	第2土曜日以外の土・日・祝日 12/29~1/3はご利用いただけません。

ねんきん定期便



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

様の「ねんきん定期便」です。

「ねんきん定期便」では、下記データ作成日時点の前々月までの記録をお知らせしています。納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

【データ作成日】

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください)

このページの見方については、見方ガイドの2～5ページをご覧ください。

1. これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料 (被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1) と (2) の合計	円

※厚生年金保険料は、被保険者(ご本人)と事業主で折半することとされており、被保険者負担分のほか、事業主も別途同額を負担しています。「ねんきん定期便」では、ご本人の納付実績として被保険者負担分の保険料納付額を記載しており、お手持ちの給与明細等に記載されている保険料額と照らし合わせて確認できます。

※「ねんきん定期便」に記載の「保険料納付額」は、被保険者が短時間労働者で、保険料調整制度により負担が軽減されている場合、その負担が軽減される前の額が記載されています。

2. これまでの年金加入期間

国民年金 (a)			付加保険料 納付済月数	船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					
月	月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険 (b)				厚生年金保険 計	月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	月				
月	月	月	月	月			

【備考欄】

これまでの『年金加入履歴』

表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このページの見方については、見方ガイドの6～7ページをご覧ください。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等				④資格を 取得した年月日	⑤資格を 失った年月日	⑥加入月数

⑦国民年金 (a)										⑧船員保険 (c)		
納付済 月数	全額免除 月数	半額免除 月数	4分の3 免除月数	4分の1 免除月数	学特等月数 (うち猶予)	産前産後 免除月数	第3号 月数	納付済等 月数 計	付加保険料 納付済月数 (※)	未納月数 (※) (注)	加入月数	加入期間
					()							

⑨厚生年金保険 (b)								⑩年金加入 期間合計 (※を除く) (a + b + c)	⑪合算対象期間等 (d)	⑫受給資格期間 (a + b + c + d)
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険 計				
加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数 (経過の職域)	加入期間 (経過の職域)	加入月数 (経過の職域)	加入期間 (経過の職域)	加入月数 (基金) (経過の職域)	加入期間 (基金) (経過の職域)			
()	()	()	()	()	()	()	()			

(注) 納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
(このページの見方については、見方ガイドの8～9ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク（空白）となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、2ページの『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

(このページの見方については、見方ガイドの10～11ページをご覧ください。)

※昭和51年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「***」が表示されます。

年金加入記録回答票

- ・「もれ」や「誤り」がない場合には、ご返送いただく必要はありません。
- ・今回お届けした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、必要事項をご記入のうえ同封の返信用封筒によりご返送ください。

※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。(提出年月日 令和 年 月 日)

(フリガナ) 氏 名	照会番号				
	生年月日	昭和・平成	年	月	日
現住所	〒 -				
電話番号	ご自宅 ()	ご自宅以外 ()			
代理人氏名			代理人連絡先 ()		
代理人住所					

2. お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容をご記入ください(わかる範囲で結構です)。

① 該当番号	② 加入制度	(フリガナ) ③ お勤め先の名称	④ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	⑤ 勤務期間または国民年金加入期間	⑥ 年金手帳の記号番号 当時の旧氏名
	国年 厚年 船保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国年 厚年 船保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国年 厚年 船保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国年 厚年 船保			年 月 日から 年 月 日まで	

3. お知らせした厚生年金保険などの標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。

※ご記入いただいた内容を調査するため、1でご記入いただいた連絡先に、後日、日本年金機構年金事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

⑦ 制度	⑧ 「誤り」のある期間	⑨ 「誤り」の具体的な内容
国年 厚年 船保	昭和・平成・令和 年 月から	
	昭和・平成・令和 年 月まで	
国年 厚年 船保	昭和・平成・令和 年 月から	
	昭和・平成・令和 年 月まで	
国年 厚年 船保	昭和・平成・令和 年 月から	
	昭和・平成・令和 年 月まで	

(注) この「年金加入記録回答票」に書ききれない場合には、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

今回お送りした「ねんきん定期便」は、データ作成日（1ページ記載）時点の前々月までの記録をお知らせしているため、直近の年金加入記録が反映されていない場合があります。

直近の年金加入記録をご確認いただく場合は、「ねんきんネット」をご利用ください。

年金加入履歴に「もれ」や「誤り」がある場合のご記入方法

- ①欄…お知らせした記録に「誤り」があると思われる場合は、該当する記録の番号（「これまでの『年金加入履歴』」の①欄の番号）を記入してください。追加の記録を記載する場合は空欄で結構です。
- ②欄…加入していた制度を○で囲んでください。
- ③欄…お勤め先の名称（本社、支社、本店、支店、営業所、工場などの名称についても）をできるだけ詳しく記入してください。
- ④欄…お勤め先の本社、本店などの所在地をできるだけ詳しく記入してください。わからない場合は市区町村名でも結構です。国民年金の場合は当時の住所をできるだけ詳しく記入してください。
- ⑤欄…勤務期間または国民年金の加入期間を記入してください。
- ⑥欄…当時の「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を記入してください。わからない場合は省略しても結構です。
婚姻・養子縁組などで氏名が変わる前の記録がもれている場合には、旧氏名を記入してください。

「年金加入記録回答票」の記入例

年金加入記録回答票

- ・「もれ」や「誤り」がない場合には、ご返送いただく必要はありません。
- ・今回お届けした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、必要事項をご記入のうえ同封の返信用封筒によりご返送ください。

※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。（提出年月日 令和 X 年 XX 月 XX 日）

(フリガナ)氏名	ネンキン ハナコ	照会番号	XXX XXX XXX XXX
	年金 花子	生年月日	(昭和)平成 XX 年 X 月 X 日 男 女
現住所	〒 1 6 8 - 0 0 7 1 東京都 杉並区 高井戸西 3-5-24		
電話番号	ご自宅 03 (XXXX) XXXX	ご自宅以外 090 (XXXX) XXXX	
代理人氏名	代理人連絡先 ()		
代理人住所			

2. お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容をご記入ください（わかる範囲で結構です）。

① 該当番号	② 加入制度	③ (フリガナ) お勤め先の名称	④ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	⑤ 勤務期間または国民年金加入期間	⑥ 年金手帳の記号番号 当時の旧氏名
	国年 厚年 船保	XXX カブシキガイシャ XXX 株式会社	神奈川県 XX市 XXX X-XX-XX	昭和56年4月1日から 昭和58年3月31日まで	XXXX-XXXXXX 厚年 花子
	国年 厚年 船保		東京都 XX区 XXX X-XX-XX	昭和61年10月1日から 平成2年3月31日まで	
	国年 厚年 船保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国年 厚年 船保			年 月 日から 年 月 日まで	

3. お知らせした厚生年金保険などの標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。
※ご記入いただいた内容を調査するため、1でご記入いただいた連絡先に、後日、日本年金機構年金事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

⑦ 制度	⑧ 「誤り」のある期間	⑨ 「誤り」の具体的な内容
国年 厚年 船保	昭和(平成)令和 2 年 4 月から 昭和(平成)令和 3 年 3 月まで	この期間について、標準報酬月額が誤っている。 96,000となっているが、H2年4~9月の月給は24万円くらいだった。 H2年10月~H3年3月の月給は27万円くらいだった。
国年 厚年 船保	昭和・平成・令和 年 月から 昭和・平成・令和 年 月まで	
国年 厚年 船保	昭和・平成・令和 年 月から 昭和・平成・令和 年 月まで	

(注) この「年金加入記録回答票」に書ききれない場合には、お手数ですが別途便箋などにご記入ください。

太枠内について記入してください。

氏名、生年月日、性別、現住所、電話番号を記入してください。

- 「ねんきん定期便」に表示されている氏名、住所が異なっている場合は、お手数ですが、
- ◆ 厚生年金保険に加入している方は、勤務先の事業所へ
 - ◆ 国民年金に加入している方は、
 - ・自営業者、学生の方など（第1号被保険者）は、お住まいの市区町村役場へ
 - ・厚生年金保険、共済組合等に加入している方の配偶者（第3号被保険者）は、配偶者の勤務先の事業所へ変更のお申し出をお願いします。

代理人について

ご本人が病気、ケガなどにより記入できず、代理の方がこの回答票を記入された場合に、記入してください。

標準報酬月額や国民年金の納付状況に「誤り」がある場合の記入方法

- ⑦欄…標準報酬月額の訂正が、厚生年金保険の加入期間の場合は「厚年」、船員保険の加入期間の場合は「船保」に○を付けてください。
- ⑧欄…「誤り」があると思われる記録の該当期間を記入してください。詳しくわからない場合は「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春（夏秋冬）頃」といった記入でも結構です。
- ⑨欄…「誤り」の内容について、できるだけ詳しく記入してください。標準報酬月額の訂正の場合には、当時、実際に受け取っていた月給額など、国民年金の納付状況の訂正の場合には、当時の住所や当時の年金手帳の記号番号などについて記入してください。

「ねんきん定期便」の見方ガイド（老齢年金受給者）

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管してください。

ご自身の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

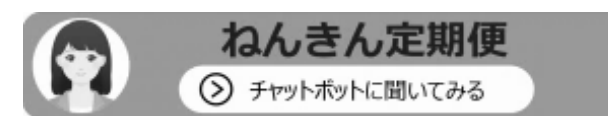
ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録回答票」でご回答いただきますようお願いいたします。

※年金加入記録の確認に当たっては、12ページ「記録確認のチェックポイント」を参考にしてください。

※年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合の手続きについては、12ページをご参照ください。

「ねんきんチャットボット」でお問い合わせに自動でお答えします

日本年金機構ホームページでは、お問い合わせに自動でお答えするねんきんチャットボットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、下記の二次元コードより是非ご利用ください。



お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」へ



ナビダイヤル®

0570-058-555

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合 （東京）**03-6700-1144**

受付時間	月 曜 日※1	8：30～19：00	※1	月曜日が祝日の場合は、翌日以降の 平日の初日に19：00まで受け付けます。
	火～金曜日	8：30～17：15		
	第2土曜日※2	9：30～16：00	※2	第2土曜日以外の土・日・祝日 12/29～1/3はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」の見方①

ねんきん定期便



〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

様の「ねんきん定期便」です。

「ねんきん定期便」では、下記データ作成日時点の前々月までの記録をお知らせ
しています。納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。
【データ作成日】

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

a	照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください)

このページの見方については、見方ガイドの2～5ページをご覧ください。

b 1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料（第1号被保険者期間）	円
(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1) と (2) の合計	円

※厚生年金保険料は、被保険者（ご本人）と事業主で折半することとされており、被保険者負担分のほか、事業主も別途同額を負担しています。「ねんきん定期便」では、ご本人の納付実績として被保険者負担分の保険料納付額を記載しており、お手持ちの給与明細等に記載されている保険料額と照らし合わせて確認できます。
※「ねんきん定期便」に記載の「保険料納付額」は、被保険者が短時間労働者で、保険料調整制度により負担が軽減されている場合、その負担が軽減される前の額が記載されています。

2. これまでの年金加入期間

国民年金（a）			付加保険料 納付済月数	船員保険（c）	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					
月	月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険（b）				月	月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計				

「2. これまでの年金加入期間」、「備考欄」については、
この見方ガイドの4ページ、5ページに記載しています。

【備考欄】

a 照会番号

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」へお問い合わせいただく際に使用する番号を表示しています。
共済記録をお持ちの方は、加入者番号を表示します。共済記録については、加入者番号により各共済組合にお問い合わせ
ください。

b 1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料（第1号被保険者期間）

以下の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

- ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めています。
- ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
- ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
- ・国民年金保険料の一部免除（半額免除、4分の3免除および4分の1免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）

- ・加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じた被保険者負担分のみを表示しています。
- ※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半することとされており、被保険者負担分のほか、事業主も別途同額を負担しています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。これらは、厚生年金保険給付や、被用者も含めて給付される基礎年金の原資に充てられています。
- ※被保険者の「保険料納付額」は、被保険者が短時間労働者で、保険料調整制度により負担が軽減されている場合、その負担が軽減される前の額が記載されています。
- ※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げています。

一般厚生年金期間

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いています。

公務員厚生年金期間

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記により保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。ただし、公立学校共済組合の加入期間は、みなし措置後の標準報酬月額（みなし標準報酬月額）を基に計算しています。

私学共済厚生年金期間

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。

ねんきん定期便



〒168-8505
東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 2 4 号

様の「ねんきん定期便」です。

「ねんきん定期便」では、下記データ作成日時点の前々月までの記録をお知らせ
しています。納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。
【データ作成日】

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください)

このページの見方については、見方ガイドの 2 ～ 5 ページをご覧ください。

1. これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金保険料 (第 1 号被保険者期間)	円
「照会番号」、「1. これまでの保険料納付額 (累計額)」については、 この見方ガイドの 2 ページ、3 ページに記載しています。	
(2) 厚生年金保険料 (第 2 号被保険者期間)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1) と (2) の合計	円

※厚生年金保険料は、被保険者 (ご本人) と事業主で折半することとされており、被保険者負担分のほか、事業主も別途同額を負担しています。「ねんきん定期便」
では、ご本人の納付実績として被保険者負担分の保険料納付額を記載しており、お手持ちの給与明細等に記載されている保険料額と照らし合わせて確認できます。
※「ねんきん定期便」に記載の「保険料納付額」は、被保険者が短時間労働者で、保険料調整制度により負担が軽減されている場合、その負担が軽減される前の額が
記載されています。

2. これまでの年金加入期間

C

国民年金（a）			付加保険料 納付済月数	船員保険（c）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a + b + c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a + b + c + d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計 （未納月数を除く）					
月	月	月	月	月			
厚生年金保険（b）					月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 （国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）	厚生年金保険 計				
月	月	月	月				

d	【備考欄】

c 2. これまでの年金加入期間

国民年金(a) 第1号被保険者

- ・保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
- ・保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

国民年金(a) 第3号被保険者

- ・第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

合算対象期間等(d)

- ・「合算対象期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ・「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、以下の合算対象期間の月数を表示しています。
 - ・任意加入未納月数・・・国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間の月数。
 - ・特定期間月数・・・国民年金の切替の届出 (3号から1号) が遅れたことにより、時効によって保険料を納めることができなくなった期間のうち、「特定期間該当届」をご提出いただいている期間の月数 (昭和61年4月から平成25年6月までの期間に限る)。

付加保険料納付済月数

- ・「付加保険料」の納付済月数を表示しています。

d 【備考欄】

過去に共済記録をお持ちの方で「退職一時金等返還見込額」が表示されている方は、老齢厚生年金を受け取る権利を有することとなった場合に、この退職一時金等返還見込額 (退職一時金に利子相当額を加算した金額) を返還していただくことになります。なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。詳しくは、各共済組合等にお問い合わせください。

「これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況」の見方

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
(このページの見方については、見方ガイドの8～9ページをご覧ください。)

n 年度	種別	0 標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク（空白）となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、2ページの『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

n 年度

- ・上段は年度を表示しています。4月から翌年3月までを1年度としています。
- ・下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。

(厚年)：厚生年金保険
(船保)：船員保険
(公共)：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
(私学)：私立学校教職員共済制度

0 標準報酬月額と保険料納付額の月別状況

「年度」欄の下段が「(厚年)」または「(船保)」の場合

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を表示しています。
- ・旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前（昭和61年3月以前）の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
- ・旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成9年3月以前）の保険料納付額を「－」と表示しています。
- ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成14年3月以前）の保険料納付額を「－」と表示しています。
- ・総報酬制の導入により、平成15年4月以降の賞与は年金額の計算の基礎となり、標準賞与額は、その記録を表示しています。

「年度」欄の下段が「(公共)」の場合

- ・昭和61年3月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間は、昭和61年3月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「－」と表示しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年11月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
- ・育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています※。
※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。ただし、公立学校共済組合の加入期間は、みなし措置後の標準報酬月額（みなし標準報酬月額）を基に計算しています。

「年度」欄の下段が「(私学)」の場合

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算し表示しています。

（「これまでの国民年金保険料の納付状況」の見方）

これまでの国民年金保険料の納付状況

表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。

(このページの見方については、見方ガイドの10~11ページをご覧ください。)

[illegible]

3 玉

/

⑨ 納付済月数等の内訳

年度別に次の月数を表示しています。

①納付

- ・国民年金保険料を納めている月数や産前産後免除月数、または第3号被保険者として登録されている期間の月数です。

②免除

- ・国民年金保険料の全額免除を受けている月数および一部免除（半額免除、4分の3免除及び4分の1免除）を受けている月で、免除後の残余の保険料を納めている月数です。

③学生納付特例等

- ・学生納付特例制度または納付猶予制度の適用を受けている期間の月数です。7ページの①「⑦国民年金（a）」欄の「学特等月数（うち猶予）」欄と同様です。

④計

- ・①～③の合計月数です。

⑤未納

国民年金保険料を納めていない月数です。7ページの①「⑦国民年金（a）」欄の「未納月数（※）」欄と同様です。

⑥合算対象期間等

本見方ガイド5ページ©「2. これまでの年金加入期間」欄の「合算対象期間等（d）」欄と同じ内容です。

⑤ 月別納付状況

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。（国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含まれます。）
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。（または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です。）
確認中	「ねんきん定期便」の作成時点で納付状況が未確定の月の表示です。（表示している最終年度の最終月のみ表示されます。）
/	国民年金に加入していない月の表示です。厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。）に加入している月も同様です。
3号	国民年金の第3号被保険者として登録されている月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
3／4免	国民年金保険料の納付が4分の3免除されていて、残りの4分の1の保険料を納めている月の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が4分の3免除されていて、残りの4分の1の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
1／4免	国民年金保険料の納付が4分の1免除されていて、残りの4分の3の保険料を納めている月の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が4分の1免除されていて、残りの4分の3の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
学特	学生納付特例制度の適用を受けている月の表示です。
猶予	納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
産前後	国民年金保険料の納付が産前産後期間により免除されている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。参考情報であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
特定	ご提出いただいた「特定期間該当届」により、「特定期間」として受給資格期間に算入される月の表示です。（合算対象期間等に含まれます。）

※納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあります。

記録確認のチェックポイント

以下の項目は、年金加入記録確認のチェックポイントです。「ねんきん定期便」の『年金加入履歴』などを確認する際は、以下の項目を参考に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。

厚生年金記録の確認

- ☒ 退職後、結婚し姓が変わった。
- ☒ 事情があって本名とは異なる名前で勤めていた。（異なる名前で記録されている可能性があります。）
- ☒ 試用期間中に退職した。
- ☒ 転職のたびに年金手帳が発行された。（年金手帳を一つにまとめる手続きをしないと記録がもれている可能性があります。）
- ☒ グループ会社内で転勤や出向を繰り返し返していた。
- ☒ 保険の外交員、期間工として勤めていた。
- ☒ 標準報酬月額が当時受け取っていた給与と大きく異なっている。
- ☒ 賞与を受け取っていたのに、標準賞与額の記載がない。（ただし、平成15年4月以降の賞与に限ります。）

国民年金記録の確認

- ☒ 国民年金保険料を納付していたはずなのに、もしくは、免除申請をしたはずなのに「未納」となっている。
- ☒ 学生であったが国民年金に加入していた。
- ☒ 夫（妻）の扶養家族であったが、国民年金に加入していた。（ただし、昭和61年3月以前に限ります。）
- ☒ 夫（妻）の扶養家族であったのに、「3号」となっていない。（ただし、昭和61年4月以後に限ります。）

年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合の手続きの流れ

お知らせした年金加入記録を十分にご確認ください。

・「ねんきん定期便」の年金加入履歴や月別状況の見方は、6～11ページをご覧ください。

「もれ」や「誤り」がある

「もれ」や「誤り」がない

ご回答いただく必要はありません。

「年金加入記録回答票」を記入してください。

・記入方法は「年金加入記録回答票」の記入例をご覧ください。

「年金加入記録回答票」を返送してください。

・同封の返信用封筒に「年金加入記録回答票」を入れ、ポストに投函してください。

ご提出の「年金加入記録回答票」に基づき、日本年金機構において調査・確認を行います。

・調査・確認には一定期間かかりますことをご容赦ください。

日本年金機構からお客様へ、年金加入記録にかかる調査・確認の結果をお知らせいたします。

※日本年金機構における調査・確認の結果、お申し出の年金加入記録が確認できなかった場合、厚生労働省に年金記録の訂正請求をすることもできます。（訂正請求についての詳細は、厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071814.html> をご覧ください。）